

新型コロナウイルス感染症 感染予防 弓道大会開催（中部地区）にあたっての注意事項

1. 大会全般について

- (1) 開会式・閉会式は行わず、入賞者の表彰式のみとする。優勝杯等については、前年度優勝校が競技開始前に事前に本部へ返還すること。
- (2) 大会に参加できるのは、監督・引率責任者・各学校が認めた外部講師・選手（登録選手）・競技役員・大会補助役員のみとし、選手以外の生徒、監督・引率責任者以外の教職員、保護者、卒業生等は来場できない。
- (3) すべての大会参加者はマスクを着用し、事前に検温・健康チェック等をすませておくこと。
- (4) 受付において、入場者に対して検温を行う。検温は初回入場時のみ行い、2回目以降に入場する際の検温は行わない。発熱等の症状が見られる時には入場を制限する場合もある。また、受付にはパーティション等を作成する。
- (5) 大会中に体調不良を感じた場合は、必ず監督・引率責任者もしくは大会本部へ報告を行う。

2. 大会参加について

- (1) 引率責任者は、大会期間全ての日程においてチェックリスト【別添2】を競技開始前に受付へ提出すること。
チェックリストに×印がひとつでもつく場合は大会に参加することができない。※大会要項にも明記。
- (2) 顧問は必ず、大会参加の同意書【別添3】を取り、校長責任のもと大会に参加すること。同意書は各学校で保管すること。
- (3) 当日、生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応
ア. 発熱等の症状がみられる場合、大会出場を認めない（各学校で指示しておくこと）。
イ. 当日、急に症状が出た場合は、保護者及び各学校管理職に連絡し帰宅させる。
※その後、コロナウイルスに感染したことが確認された場合は各学校や行政機関指示に従うこと。その経過等については、ブロック理事長を通じて高体連に報告すること。県教育委員会と合議のうえ、その後の大会運営について中止、または延期をお願いすることがある。
- (4) その他の注意喚起について
ア. ソーシャルディスタンスを心掛ける。少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
イ. 弓具およびタオルの共用を避けること。ただし、弓具の共有が必要な場合は、使用前後の手洗いを必ず行うようにする。
ウ. 飲食については、所定の控え場所以外で行わず、周囲の人と距離をとり対面を避けて飲食を行うこと。また、飲食中の会話や飲み回しなどの飲食物の共有を控えること。また、飲食に伴うゴミ等については各自で持ち帰ること（会場内のゴミ箱は使用禁止とする。※自動販売機横のゴミ箱も含めて）。

3. 競技会場について

- (1) 第3控を準備しない(射場内の第1控および射場外の第2控のみとする)。また、控えの椅子の間隔についても十分な距離を確保し、チームごとの間隔も空けて控えを準備する。
- (2) 巻藁練習場等の利用を禁止する(巻藁も準備を行わない)。
- (3) 射場内に設置してある窓・扉などについては開けたままにする。空気が流れが悪いようであれば、送風機を併用するなど換気に配慮する。

4. 競技について

- (1) 原則として、射手の間隔1.8m以上確保する。ただし、射場の構造上2m確保できない場合は、射手の間隔を1.6m以上あけるものとする。
- (2) 選手は第2控入場まではマスクを着用する。また、マスクを外した後については発声を行わない。射場を退場した後はマスクを着用すること。第2控には大会補助役員と選手以外の生徒の入場を禁止する。
- (3) 弦巻回収に関して、選手は第2控入場時に、弦巻を入り口付近に設置してある机の上に置き、退場時に射場出口で受け取る。
- (4) 発声による応援は行わない。ただし、拍手での応援は認める(今大会に限り手拍子も認めるものとする)。

5. 競技運営・審判等について

- (1) 審判は業務に当たる際、マスク、手袋等を着用し審判業務を行うものとする(手袋等については運営にて準備する)。
- (2) 補助役員については手袋等を着用し業務に当たる。
- (3) 競技役員へのお弁当・飲料の配布等を行わない(食料費として別途支給する)。

6. 競技会場以外の大会会場について

(1) 観客席について

ア. 座席についた目印を参考に、応援者同士の間隔を1m以上確保して応援するようにする。また、観客席以外での応援を禁止する。

イ. マスクの着用を必須とし、必要最小限の会話以外を行わない。

(2) 更衣室について

ア. 可能な限り来場前に更衣を済ませておくようにする。また、競技終了後も更衣をせずに帰宅するようにする。更衣室を使用する必要がある場合は、他の利用者と密になることを避けて使用することを心掛ける。

イ. 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手等)についてはこまめに消毒する。

ウ. 換気扇を常に回す、換気用の窓を開けるなど十分な換気を行う。

(3) 選手控えについて

ア. 学校毎に利用場所を指定し、分散して控えを取るよう指示する。控え場所を多く確保し、三密を回避する。

イ. 控え場所にアルコール消毒液を設置し、定期的な消毒をうながす。

(4) 手洗い場・トイレ等について

ア. 手洗い場にはハンドソープを準備し、こまめな手洗いを掲示物等で喚起をうながす。

イ. 手洗い場等には共用のタオルを設置しない。参加者へ手洗い後に手を拭くためのタオルの持参をうながす。

ウ. トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、

こまめに消毒する。

エ. トイレの蓋がある場合については、蓋を閉めて汚物を流すように指示する。

(5) 救護室について

ア. 談話室を緊急対応用の救護室として使用する。感染が疑わしい者についてはすぐに隔離し、他の参加者と接触がないようにするとともに、すぐに帰宅させる。